

公立大学法人敦賀市立看護大学研究費の使用に関する行動規範

大学での学術研究は、社会の信頼と負託を得て成り立っているものであり、公的研究費の不正使用は、その根底を大いに揺るがすものである。

公立大学法人敦賀市立看護大学は、学術研究に対する社会の信頼を確保し、その健全な発展を進めるため、公的研究費を使用するうえでの行動規範を下記のとおり定める。

本学の研究者及び事務職員等（以下「構成員」という）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 構成員は、公的研究費が大学の管理する公的資金であることを認識し、適正に使用しなければならない。
- 2 構成員は、公的研究費の使用にあたり、関係法令および本学規程等を遵守し、適正かつ効率的な使用に努めなければならない。
- 3 構成員は、公的研究費の不正使用を未然に防止するため、緊密に情報交換を行い、互いに連携して、責任ある研究の実施と不正行為を防止する公正な環境の確立・維持に努めなければならない。
- 4 構成員は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において、社会の理解と信頼を損ねることがないように、公正に対処しなければならない。
- 5 構成員は、公的研究費の使用に関する研修等に積極的に参加し、関係法令等や事務処理手続き等について理解するとともに、適正な運用に努めなければならない。

（注）公的研究費とは、運営費交付金、奨学寄附金、補助金、基金、委託研究費等を財源として、本学で扱う学術研究に係るすべての経費をいう。